

# 学校感染症による出席停止について



学校保健安全法第19条により、児童が感染症にかかった場合、本人の休養と周囲への蔓延、<sup>まんえん</sup>流行を防ぐため、出席停止(欠席扱いとしない)の措置をとることになっています。

万一、お子さんが医師により感染症と診断された場合は、下表の出席停止期間(特に2、3種)を参考に、ご家庭でゆっくり休養させてください。

医師の診断書はいりませんが、必ずそのことを学校へご連絡ください。



## 学校感染症とお休みする期間

	病 名	期 間
第1種	クリミア・コンゴ出血熱 エボラ出血熱 痘そう 南米出血熱 ジフテリア 急性灰白髄炎 ラッサ熱 マールブルグ病 ペスト 鳥インフルエンザ(H5N1) 重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群	治癒するまで ※左記以外に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす。
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1、新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下線の腫れが出た後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹(三日はしか)	発疹が消えるまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎 咽喉結膜炎(プール熱)	医師が感染の恐れなしと認めるまで 主な症状が消えた後2日を経過するまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症(O-157など) コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 (流行性嘔吐下痢症、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ感染症、手足口病など)	医師が感染の恐れなしと認めるまで

※ 新型コロナウイルスについては、保健所等の指示に従って下さい。